別紙

茨城県における鳥インフルエンザA(H7N9)疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー　　（H25.5.6版）

インフルエンザ様症状の患者

↓

＜医療機関＞

〇38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、症状や所見、渡航歴、接触歴等から鳥インフルエンザA（H7N9）が疑われると判断した場合、保健所への情報提供を行う。

〇保健所との相談の上、検体採取（喀痰、咽頭拭い液等）を行う。

↓

＜保健所＞

〇茨城県保健予防課へ報告

〇医療機関から患者検体を確保し、茨城県衛生研究所へ搬入

→ **＜茨城県保健予防課＞**

〇厚生労働省へ報告

↓

＜茨城県衛生研究所＞

〇RT-PCR（A,H1,H3,H5,H7）検査実施

A型陽性（A+のみ，※H7,H5）

〇保健所へ報告

〇検体を国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターへ送付

※国内の症例が確認されていないため、当面の間H7亜型の確定検査は国立感染症研究所において行う。

疑似症患者の届出は不要。

↓

＜保健所＞

〇「H7,H5」判定の場合、医療機関へ報告

国立感染症研究所からの連絡

H7N9の確定

＜保健所＞

※確定後の動き

「H7,H5」判定からのH7N9に確定した場合	「A+のみ」判定からのH7N9に確定した場合
〇医療機関へ報告 〇入院勧告等の措置 〇感染症指定医療機関へ患者搬送 〇積極的疫学調査の実施	

＜医療機関＞

〇感染症法第12条第1項の規定による届出

〇感染症指定医療機関

・感染症法第19条に基づく入院治療